

記載例 2

特別徴収の年税額の残額を一括で納付する場合(一括徴収)

◎例…年税額84,400円の人が●年2月28日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

(ア) 84,400円
 徴収済額(イ) 56,400円
 最後に給与を支払う月の額
 5月までの残りの額
 未徴収税額(ウ) 28,000円

異動届は、異動があった日の翌5日までに提出してください。

転居・転出等で、住所が変更した場合は、必ず記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

伊豆の国市長 宛
 ●年2月7日提出

所在地 〒410-2292 伊豆の国市長岡340番地の1
 フリガナ イズノクニ
 氏名又は名称 伊豆の国 株式会社
 個人番号又は法人番号 1234567890123

18号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

給与	氏名	フリガナ	氏名	生年月日	個人番号	受給者番号	1月1日現在の住所	異動後の住所	特別徴収税額(年税額)	徴収済額(ア)	未徴収税額(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	市民税 次郎	シミンセイ シロウ	次郎	昭和50年 11月 13日	23456789012345	AB-0000002345	伊豆の国市長岡1234番地の5	▲▲市□□123番地の4	84,400円	56,400円	28,000円	●年 1月 28日	1. 退職 2. 転居 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額を認める 6. 借付 7. その他(事由・理由)	2. 一括徴収

1. 特別徴収継続の場合
 特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号
 所在地 〒
 フリガナ
 氏名又は名称

2. 一括徴収の場合
 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
 徴収予定月日 2月25日
 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 28,000円
 左記の一括徴収した税額は、 2月分(翌月10日納期限分) 納入します。

3. 普通徴収の場合
 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
 3. 死亡による退職であるため

※市記入欄
 ① 退職
② 転居
③ 休職
④ 死亡
⑤ 支払少額を認める
⑥ 借付
⑦ その他(事由・理由)

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
 受給者番号
 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要

必ず記入してください

指定番号(8桁)は伊豆の国市役所から送られる税額通知書に記載されている番号です。

一括徴収のお願い

翌年1月1日以降に退職する人については、本人の希望に関わらず一括徴収により納めることが義務付けられています。
 また、1月1日以前の退職であっても、本人が希望する場合、外国へ転出する場合、外国人が自分の国へ帰る場合などは、一括徴収をお願いします。